

令和 5 年度長崎県交通事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度長崎県交通事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事 業 収 益	5,229,540千円	171,418千円	5,400,958千円
第 1 項 営 業 収 益	4,058,703千円	159,945千円	4,218,648千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,015,097千円	△41,793千円	973,304千円
第 3 項 特 別 利 益	155,740千円	53,266千円	209,006千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用	5,110,071千円	2,910千円	5,112,981千円
第 1 項 営 業 費 用	4,996,883千円	△11,914千円	4,984,969千円
第 2 項 営 業 外 費 用	113,188千円	12,755千円	125,943千円
第 3 項 特 別 損 失	—	2,069千円	2,069千円

第 3 条 予算第 3 条本文「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債500,000千円を借り入れる。」を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。」に改める。

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額282,609千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,159千円、当年度分損益勘定留保資金207,450千円」を「不足する額282,185千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額71,047千円及び当年度分損益勘定留保資金211,138千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,147,712千円	△43,364千円	1,104,348千円
第 1 項 企 業 債	1,133,000千円	△132,000千円	1,001,000千円
第 2 項 建 設 補 助 金	8,018千円	87,700千円	95,718千円
第 3 項 固 定 資 産 売 却 代 金	6,694千円	300千円	6,994千円
第 4 項 投 資 返 還 金	—	636千円	636千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,430,321千円	△43,788千円	1,386,533千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,141,746千円	△44,933千円	1,096,813千円
第 3 項 投 資	717千円	1,145千円	1,862千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,133,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和5年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から40年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 1,001,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
新型コロナウイルス公営企業特別減収対策	500,000				0			
計	1,633,000				1,001,000			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,400,764千円	△48,156千円	2,352,608千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、231,792千円」を「補助を受ける金額は、223,270千円」に改める。

令和6年2月20日提出

長崎県知事 大石 賢 吾